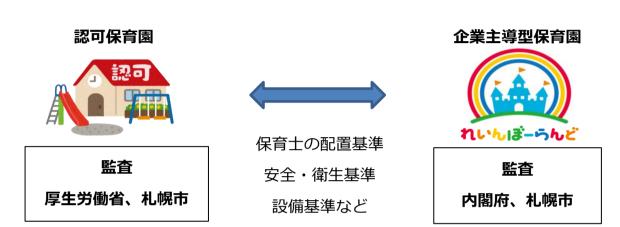
1.企業主導型保育園とは

・企業主導型保育園とは、認可保育園と同水準の監査をクリアして 運営をしている内閣府所管の保育園です。内閣府(児童育成協会) 及び札幌市(自治体)の監査と適切な指導管理を受けております。



・待機児童対策と企業が従業員の子どもを預かり、働きやすい環境を作る目的 のために設置した保育施設です。

利用定員は保育を必要とする児童が対象となり、

「従業員枠」と「地域枠」に区分けがされております。



2.従業員枠と地域枠について

公益財団法人 児童育成協会が定めた「従業員枠」と「地域枠」の内訳については 下記になります。**従業員枠の2つ目の項目が企業提携に該当する児童になります。**

く従業員枠>

- ・事業実施者(当社・当園)の従業員の児童
- ・事業実施者(当社)と利用枠契約を締結した事業主※(貴社)の従業員の児童 ※子ども・子育て拠出金を負担している事業主であること

<地域枠>※定員の50%までの受け入れが可能

・上記以外の児童(子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等)

引用:公益財団法人 児童育成協会

https://www.kigyounaihoiku.jp/institution/overview

3.企業提携とは

利用枠契約の締結 = 企業提携のことで、企業様にお勤めの従業員様が「従業員枠」 を利用する際に**企業提携が必要**になります。なお、企業提携(利用枠契約)の内容に ついては事業設置者が決めることになっております。

「従業員枠」は元々自社のお子様を預かることを目的とした枠でしたが、事業設置者 と企業様の間で企業提携をすることで企業様にお勤めの従業員様のお子様も「従業員 枠 | として同様に扱い預かることが可能となっています。**自社のみのお子様だけとな** ると満員は見込めず待機児童対策の役割も果たせないことから、「従業員枠」の条件 拡大と「地域枠」の定員50%までという規則が設けられております。



地域枠 最大6名まで



定員 12名



従業員枠 最大12名まで

4.企業提携のメリット・デメリットについて

【企業提携のメリット】

☆福利厚生、企業イメージの向上

- ・従業員様の保育料負担額を減らすことができる
- ・従業員の子育て支援、女性活躍支援を担える

☆人材採用力の強化

- ・子育て中の優秀な人材の採用や確保ができる
- ・求人募集の際に「提携保育園あり」とPRできる

☆企業様の金銭的負担がゼロ

- ・企業提携にかかる費用は無料(当社の場合)
- ・利用が未定の場合でも事前に提携契約を結び、 採用活動に活かしていただくことも可能

経済的負担の軽減





【企業提携のデメリット】

・特にございません。「提携」という言葉を耳にすると、資金や資材などを支援するなどのイメージがあると思いますが、企業様と当社の間で金銭的負担は全くございません。また保育園利用契約や保育にかかる費用のお支払いなどついては従業員様と当社で行ないます。_____



従業員様

当計・保育園

5.企業提携に必要な手続き

- ・当社指定の「企業提携契約書」「反社会的勢力排除に関する誓約書」の内容を ご確認の上、ご署名、捺印をいただき当社へ郵送していただきます。
- ・当社で内容を確認し問題がなければ、御社様宛に1部返送をいたしますので相互保管をし提携が完了となります。

6.当社について:運営企業(株)トラストフォース

ソフトウェア業(請負・派遣・二アショア・スマートフォンアプリ開発)・ホームページ作成・運営支援を行っており、ICカードをワンタッチするだけで園児管理、延長保育、請求、入金、督促管理ができる保育業務支援システム「ほいく侍」を開発したことをきっかけに、南あいの里に企業主導型保育園を開設いたしました。

■運営会社 株式会社トラストフォース

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目3 北一条大和田ビル5F TEL/FAX: 011-215-1815 / 011-215-1816